

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私は大きく分けて2点。1点目、雪害対策について。昨今、新聞、テレビ等で雪による事故や被害を見かけます。2月に山形県新庄市において雪の重みで住宅が倒壊し、64歳の男性が下敷きとなり亡くなりました。1月には神岡町で雪下ろし作業中に梯子から転落し、82歳の男性が亡くなり、札幌市では、小学校の工事現場で仮設屋根が1メートルほどの積雪による重みが原因とみられる崩壊により作業員1人が亡くなっております。

令和2年11月1日から令和3年2月28日及び令和3年11月1日から令和4年1月31日の期間の「今冬の雪による被害状況等（消防庁資料により）」を見ますと、死者163人、重軽傷者2,639人、住宅全壊13棟、半壊18棟、一部損壊1,111棟となっております。

また、死者の内訳を見ますと屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者65歳未満が18人、65歳以上が117人、落雪による死者65歳未満が4人、65歳以上が14人、倒壊した家屋の下敷きによる死者65歳未満、65歳以上共に各1人となっており、令和2年から令和4年の雪による犠牲者の82.3%が雪下ろし等除雪作業によるもので、雪下ろし等除雪作業の犠牲者の86.7%は65歳以上の高齢者となっております。

高齢化などを背景に被害的雪害も深刻化する傾向にあると指摘されていますが、飛騨市は高齢者9,092人、高齢化率40.6%、令和2年度国勢調査によりますと、高齢者が多い地域です。雪害には雪による人や財産、施設が被害を受けるものと、雪により交通の麻痺等による社会機能の麻痺等があります。飛騨市も今冬において転落による死者や積雪による高山線、国道の交通麻痺が発生しています。雪害対策に関し市の考え、方策をお聞かせください。

1. 雪下ろしサポート事業の拡充について。雪下ろしサポートセンター事業においては、支援を受けられる条件に、近親者による雪下ろしの援助を受けることができない低所得者となっております。高齢の方の中には、「休日に近親者に雪下ろしを頼むのは、働いて疲れている心身を休めているのに申し訳ない。」という心理的抵抗感があり、また、「業者に依頼するにも年金生活では財政的に難しい。ならば自分たちで行う。」という声も聞きます。

また、サポート事業の補助は年間5万円までです。自宅の立地条件により雪下ろし、その後の除排雪にダンプカー等が必要な自宅もあり、雪下ろし費用が多額になります。

昨年、今年と降雪が多い年は、雪下ろしが複数回になりますが年間5万円では1回依頼するのも困難な状況にある高齢者もみえるのではないのでしょうか。

今後、地域の高齢化や高齢者の世帯、独居高齢者が増加し、雪下ろしに関わる事故が増加することが予想されます。高齢者があんきに暮らせるためにもサポート事業の拡充をと考えますが、市の今後の方針をお聞かせください。

2つ目、空き家からの屋根雪の落雪について。一部が特別豪雪地帯に指定されて積雪が多い飛騨市では、屋根雪の落下による事故に注意が必要です。平屋建ての屋根から雪塊が落下するとリゴ木箱が一撃で破壊されるほどの破壊力があります。積雪を繰り返した屋根雪は下層部が氷になってさらに危険度が増します。

軒下で除雪作業中に気温が上昇したなどで屋根雪が滑り、屋根から落ちてきた雪に埋まって亡

くなった事故の報道を見かけます。雪に埋まると15分経過しただけで生存率が急激に低下します。

雪止めが朽ちて落下した空き家では、今冬に気温が上昇すると落雪を繰り返し、1月中旬の夜に屋根の半面全ての雪が落下し、道路の幅全面が雪で覆われて、市に依頼して重機による除雪を行って頂きましたが、落雪が昼間であったら人的被害が発生したかもしれません。

空き家の雪下ろし等について地域の共助での対応を依頼されますが、雪止めがなく、屋根雪がいつ滑り落ちるか分からない状況で、屋根雪落とし、雪庇落とし棒により屋根雪を落とすことは非常に危険で、もし、屋根雪が滑り落ちたら雪落としを行っていた人は落雪の下敷きになることも想定されます。

日中、地域に在宅しているのは高齢者で、4メートルから6メートルの屋根雪落とし棒を操作し、屋根雪が飛び出してきたのを見て逃げるのは非常に困難であります。このような状況の空き家の雪下ろし、軒下の安全な通行の確保についての市の考え方、方策を伺います。

また、建物が道路に面している場合や隣地に接している場合などに建物に雪止めを設置する規定はあるのか、ないのかについても伺います。

3つ目、共助について。雪害に限らず災害には、自助、共助、公助の体制の整備が求められます。冬期の雪処理に関しての共助の基本的考え方は、「安全性や効率性を高めるために、周囲や地域が協力しながら雪を処理する」とされています。

内閣府防災担当の「降積雪期における防災態勢の強化等についての通知について」において、自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、雪下ろしの困難な高齢者、障がい者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を行うこと等が、安全で円滑な雪処理を図り得る降積雪期で有効と考えられることから地域の実情に応じて、こうした地域コミュニティの共助による取り組みの普及・啓発を促進すると共に、近隣同士の除雪作業時の見守りや声掛けを行う事を奨励することと述べられています。

周りを見てみますと、一部の公共施設の除雪・雪下ろしを地域住民共同で実施されていますが、各家屋の雪処理は各自が個別に行い日時を決めて一斉に行う事はしていないのが実情と認識しています。市の共助の普及啓発、見守りや声掛けの奨励についての考え、今後の方策について伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、私からは1点目の雪下ろしサポート事業の拡充についてお答えをいたします。

屋根の雪下ろしに対する支援体制につきましては、以前は親族等による雪下ろしが困難で、ご自身で直接建設業者等に雪下ろしを依頼される低所得者世帯を支援する補助制度があり、民生委員を通じて申請していただいていた。

平成28年度からは、補助金額はそのまま、業者依頼や補助申請手続きを容易にすることを目的に、吉城建設業協会に委託する形で雪下ろしサポートセンターを設置し、事前登録のみで業者への作業依頼から費用助成までを自動的に終了する仕組みといたしました。

面倒な手続きがなくなり、対象世帯からは大変喜ばれておりますが、こうした簡便な対応が雪下ろしを業者に依頼するという市民ニーズの増大にも繋がってきていると見られ、今冬はセンターが対象としていない中所得以上の世帯から雪下ろしを依頼したいという問い合わせが、市やサポートセンターに数多く寄せられました。

サポートセンターは、もともと事前登録世帯に対して対応する仕組みとしているため、その対応だけで、既に人手の限界に達している状況です。

対象外の皆さんからの問い合わせにも、市で建設業協会以外の業者さんで対応できるところをお調べして紹介するなど、対処してまいりましたが、本来意図していない対応に苦慮したところ です。

このような状況を踏まえ、次年度に向け対策の検討を始めております。まずは、雪下ろしができる人材を確保する対策が必要であり、建設業協会以外の様々な業界で雪下ろしができる業者を掘り起こし、リスト化していくことを考えております。

しかし、その人材自体も限られてきていることから、今一度、各世帯の自助の力を引き出すことも必要です。

このため、例えば、雪下ろしのときに命綱を固定するアンカーを屋根に取りつけるなどの安全対策に対する支援をはじめ、屋根の融雪装置の設置に対する補助額を拡充するなど、業者への雪下ろし依頼ニーズ自体を減らせる体制づくりも考えてまいります。

また、現状の雪下ろしサポートセンターを通じた5万円の補助上限額につきましては、本当に困っている世帯をしっかりと支援できるよう、例えば、所得等に応じた上限緩和など様々な視点からも検討したいと考えております。

なお、これらの検討は、今年の冬の状況を整理し直した上で、すぐに検討に入り、来年度の補正予算において対応可能なものから取り組んでまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

2点目の空き家の屋根からの落雪、3点目の共助に関しては関連する部分がございますので、一括してお答えします。

空き家の管理責任は所有者にあることから、雪下ろしが行われていない空き家があるといった情報が寄せられた場合は、行政区長や自治会長から所有者や相続人等の管理義務者に対し連絡してもらおうなど、まずは地域内で解決いただくよう依頼しているところです。

ただし、地域において所有者や管理義務者の連絡先が不明という場合は、市で調査の上、対象者へ連絡し、除雪等を依頼することとしています。特に今冬のように降雪量が多い場合、落雪の恐れがある箇所の全てについて、行政のみで通行上の安全を確保することは困難であると言わざるを得ません。このため市としては、こうした場合に地域の自助努力、つまり地域内で注意喚起する。あるいは住民が協力して安全措置をとることをお願いしていかなければならないのは、致し方ないことだと考えております。

また、飛騨市においては、行政区長や自治会長といった地域の代表者が、こうした際にリーダーシップをとって、自己の地域の安全を確保してこられましたし、これは豪雪地域における生活の中で脈々と受け継がれている仕組みであるとも考えています。事実、今冬の落雪注意の表示やカラーコーンを設置するなど、自主的に住民の通行上の安全を確保している地域も見受けられたところ です。

他方で、今年のような大雪の場合は、危険性の高い場所を早めに確認し、対処に結びつけていくことも必要です。このため、神岡町内において、空き家からの落雪事案が発生した際には、市内全域を対象に各区に協力いただいて、緊急調査を実施し、各区からの報告に基づき、職員が現地確認を行いました。

その時点で市が手を施さなければならない箇所はありませんでしたが、これは日頃から地域が地域内の状況を把握していることで、成し得たものであると感じ、やはり住民の安全を確保する上では、地域と行政とが連携、協力することが不可欠であることを痛感いたしました。

次に共助に関してですが、議員のご発言にもあるように、豪雪地域かつ高齢化が進む本市において、冬期の生活を送る上で、地域内における共助の仕組みは重要と考えています。

ただし、共助というものは、町内会などの地域組織の設立と同様に、あくまで地域の医師と自主性によって生まれるものであり、行政の依頼や働きかけによって確立されるものではありません。

1点ご紹介させていただきますと、古川町第21区では暮らしやすい地域とするためには、共助が欠かせないとの思いから、自分以外の人のために行う作業や行動を推奨する共助に感謝給付事業という独自の事業を行っておられます。

概要としては、日時を決めて有志による作業を実施し、参加者には区から茶菓子代として給付金を交付するという内容で、今年の1月末には、実際に区内建物の雪庇や氷柱を落とす作業、道路上の雪割作業を実施されたとのことでした。

市としては、このような取り組みが継続されるような支援策を検討したいと思っておりますし、他の地域でも同様の取り組みが生まれるよう広く周知する機会も設けたいと考えています。

共助の普及のため、行政に求められることは、地域において受け継がれている、あるいは新たに生まれた共助の仕組みを維持していくための下支えだと考えています。

最後に、雪止めについてのご質問についてですが、建築関連の法令、県条例及び市条例上には雪止めの設置を義務づける規定はないことを確認しています。なお、市内に存在する建物の形態は様々であり、設置の義務づけについては、多面的な検討が必要であると考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

#### ○8番（徳島純次）

雪下ろしの事ですが、非常に申し込みが多いということで、例えば、高齢者だけの世帯、私の町内のほとんどが高齢者なんです。そうすると、雪下ろしするのにも、なかなか自分ではできない。頼もうと思っても年金暮らしではなかなかできない。先ほど共助という話がありましたが、そういうのでやればいいんでしょうけれども。

そういうときに、少しでも市のほうから支援をいただけると助かるなというふうに思うんですが、やっぱり、所得制限するのはやむを得ないとしても、例えば、市と建設業者が提携を結んで

高齢者世帯には格安料金でやってもらおうとか、そういうようなものはできないんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、雪下ろしサポートセンター事業を行っておりますけども、これにつきまして建設業協会のほうとお話をさせてもらっている中では、ほぼ収益はないというようなお話もいただいております。そういった額で市からお願いしているというところでございます。

非常に雪下ろしを依頼する場合の単価も出ておりますけども、ほぼ変わらないというような形で、必ずしも高いということではございません。そういったことをご理解をいただければありがたいと思います。

○8番（徳島純次）

先ほどの空き家の雪下ろしの件ですが、飛騨地域内で雪が出てきている。それを落とすというのは地域でもやっています。ただ、私の町内の話で申し訳ないんですが、同じ町内で20メートルも離れないところに2軒、空き家があって、それぞれ雪止めがない状況で、気温が上がるとガーっとお互いにせり出してきて、しょっちゅう落ちる。

先ほど言われたようにコーンを置いたり、市に頼んで通行止めにしてもらったりして被害に遭わないように地域内で努力をしているつもりです。ただ、雪止めがないので、上に上って雪をおろすというのは非常に危険だということで、地域でもやれないということです。

そうなる、雪をおろせない、必ず雪が積もっている。気温が上がると緩んで雪がせり出してくるというふうになります。雪止めがあれば、軒から40センチメートルから50センチメートルの範囲内しか落ちないのでいいのですが、雪止めも落ちていると、全面の雪がドーンと落ちてくることもある。割れが入ればそこから下が全部落ちるということになる。先ほども言いましたけど、たまたま夜中に屋根の半分全部が落ちてきて、道路全面に雪山のようになりました。これがもし本当に昼間で下に人がいれば大災害になったと思います。

あと、雪下ろし棒でつつくということも、私たちもやってみたんですが、やっぱり滑り出すと非常に身の危険を感じて、すぐ棒を持って逃げるぐらいなんです。それでも雪はほんの先くらいしか落ちない。これがもし、何らかの衝撃を与えて全体がどーっと滑ってきたら大惨事になる。なかなか棒でつついて雪をおろすこともできないような状況です。何かいい方法はないかというふうには思うんですが、ネットで調べてみたら、内閣府の防災担当が出している降雪地における防災体制の強化についての通知についてというところ。先ほど言いましたけど、この中に災害対策法による対応というところが載ってまして、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第62条第1項に基づく災害の発生の防御、または災害拡大を防止するために必要な応急処置として、空き家等に係る雪害対策を行うことができるというふうになっているんですね。できればこれを適用していただいて、市のほうで雪下ろしをしていただけないかと思うんですが、この対応の可否をお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □総務部長（泉原利匡）

私もその要項を見させていただいているんですけども、災害対策基本法によつての緊急対策ということになりますと、これを見ますと空き家の中に立ち入ることができるというようなことで、個人の財産にも対応できるということも書いてありますが、ただ、これまでそういうような経験と申しますか、やったこともございませんので、もう少しそのあたりは調査をさせていただきたいなというふうに思っております。

本当に災害並みの身の危険というか、人身に危険があるような場合には適用できるということだと思いますので、もう少し調べさせていただきたいと思います。

## ○8番（徳島純次）

これによると、所有者が不明である等の理由で、空き家の除雪を行うことが必要な場合というふうに書いてありますので、ぜひ今後検討していただいて、少しでも良い方向に向かうようにしていただければいいと思います。

先ほど共助の件に関しては、支援をしていただく。下支えを採用するという考え方でしたけれど、先ほどお互いに共助を行われる例もありましたけど、なれるようなきっかけを与えるような支援をしていただけると助かります。

ただ、今の状況だけだと、地域全体で、同じ除雪をするというようなことは、なかなかできないのではないかと思います。何かきっかけがあつて、市のほうからそういう助言があつたり、会合を開いていただいて、そういうのを示唆していただけると助かるのかなというふうに思います。

私たちの町内では、一応道路の雪かきは、皆さん共同でやっているんですが、雪下ろしになると、それぞれバラバラで、一斉に行くということもありませんし、見守りをするということもありませんので、ぜひそれも1つ考えていただきたいと思います。

それでは、2番目の飛騨市の広報についてに入ります。自治体の住民や企業などに向けた広報には、「行政サービスを周知する」「政策を周知する」「防災情報・災害情報を共有する」などの情報発信があります。

新型コロナウイルス・オミクロン株の感染拡大が収まらない状況で、飛騨市は、広報ひだ、防災無線、チラシ、飛騨市ケーブルTV、ほっと知るメールひだ、飛騨市公式LINE、飛騨市役所公式Twitter、飛騨市役所公式Facebook、飛騨市役所公式Instagram、飛騨市公式YouTube、飛騨市役所WEBラジオなど多くの媒体を活用して広報に努められていますが、商売をされている方から、マスクを着用されていない高齢者がおられ、オミクロン株は感染力が強く、不織布マスクの着用、手指消毒等の感染対策が要請されている旨を話しても知らないとの返事で困惑したと伺いました。この様に情報を発信しても必ずしも住民に届くとは限らない困難な問題があります。

ソーシャルネットワーキングサービス、SNS等のアプリケーションサービスの年代別利用状況を令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書の主なソーシャルメディア系サービス・アプリ等の利用率（全年代・年代別）をみますとLINEの利用率は10代から60代では97.7%から76.2%、70代で49.3%。Twitterは10代、20代は65.5%から79.8%、30代から70代で48.4%から4.3%と年齢があが

るほど利用率が低下しています。Y o u T u b eは50代までは80%以上、60代で58.9%、70代で33.3%。F e c e b o o kは30代で最高で48%。70代で7%。I n s t a g r a mについては10代で69%と若い世代ほど高く、70代は3.2%となっています。

ソーシャルメディア以外のメディアについては、テレビや新聞がありますが、テレビは10代が59.9%、70代は92.2%と年齢が上がるほど利用率が高まります。新聞も10代は2.5%、70代は53.7%と年齢が上がるほど利用率も上がっています。広報についての市の方策を伺います。

情報発信とメディアについて。世代により主に利用するメディアが異なりますし、利用する時間帯も大きく異なります。市が広報を行う各メディアの特性と住民のそれぞれ属性を把握し効果的にメディアを選択して、情報を発信することが有効であると考えますが、市の現状と今後の改善点があればお聞かせください。

2番目、広報に関する市民アンケートについて。情報を伝えたい住民に確実に、分かりやすく伝えることが重要であり、住民はどんな情報を知りたいか、どんなサービスを必要としているか、情報が目につきやすいか、興味を引く発信方法なども重要な要素となることを勘案しますと、市が広報を行う各メディアの特性と住民のそれぞれ属性を把握し、効果的にメディアを選択して情報を発信するために市民の利用しているメディアや市民の知りたい情報の把握し、市の発信情報の取得方法、広報紙など情報発信メディアに対する意見・要望等に関してアンケートを行い、これらの情報を把握することが重要と考えますが、アンケートに対する市の考え、対応を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 谷尻孝之 登壇〕

□企画部長（谷尻孝之）

それでは、①の情報発信とメディアの使い方に関する市の現状と今後の改善点についてお答えいたします。

まず、現状ですが、市の媒体は大きく、インターネット、紙媒体、そして音声媒体の3つに分類され、さらにインターネットは、ホームページ、SNS、メール等に分類されます。それぞれに特徴があり、まずインターネットのホームページでは多くの情報を発信することができますが、見に来ていただかないと情報に気づいてもらえません。また、SNSやメールは相手に通知する機能がありますが、多くの情報を載せると読みづらくなります。

次に、紙媒体、いわゆる広報ひだなどは、落ち着いて読んでいただける一方、紙面の情報量には限りがあり、かつ紙面作成、配送等に時間が必要となります。さらに音声媒体、同報無線、放送等ですが、インターネットを使わない方も含め、瞬時に情報がお伝えできますが、紙媒体同様、1つの放送で伝えられる情報量が限られるとともに、戸別受信機がない部屋では聞き逃しされることもあります。また、頻繁に放送するとうるさいという欠点もあります。

これらの利用方法は、市民の世代や属性によっても異なるのが実情です。市では市政世論調査の際に、詳細な調査を行っており、ホームページでも公開しておりますが、全世代を通じて見ると、情報の入手手段で最も多い順に、テレビ、新聞、インターネット、町内回覧、口コミ、行政の広報紙、新聞折り込みとなっております。このうちで市政に関すると思われる部分を見ますと、

例えば、ホームページなどのインターネットの活用は、50代以下では8割程度である一方、70代以上は2割以下に下がります。SNSでは、LINEの利用者が10代では6割以上に及ぶ一方、40代でも3割台となっております。Instagramも同様の傾向です。

広報紙は、高齢者層では約4割がご覧いただいておりますが、50代以下では2割程度にとどまります。町内回覧も同様の傾向で、60代以上は5割近くが活用されていますが、50代以下では2割程度となっております。

ケーブルテレビは、河合町、宮川町では全世帯で視聴可能な一方、古川町、神岡町では、15%から20%程度の世帯でしかご覧になれないこともあります。高齢者層で1割弱、50歳代以下では、数パーセントの利用とあまり見られていないのが実情でございます。

同報無線は、60代以上の高齢者層で3割以上の方が活用されているものの、50代以下では2割程度にとどまっております。

これらを踏まえ、飛騨市の広報では広い年齢層でご利用いただく広報紙とホームページを主軸とし、そこから情報の対象が高齢者、子育て世代、事業者なのかなどにより、それに適した媒体を組み合わせで発信しております。

他方、一刻一刻と状況が変化するコロナ禍においては、重要な情報をいかに迅速に伝えるかが課題となり、同報無線放送での呼びかけのほか、広報ひだ号外の随時発行など、特に高齢者に向けた紙面の作成に取り組んでいるところでございます。

このような中、新年度の改善点としましては、定時の放送内容を市のホームページでも確認できるよう改善したいと考えております。また、現在のホームページのリニューアルとして、弱視の方がホームページを音声で確認できるよう、音声読み上げ機能を追加したいと考えております。

職員体制においても、会計年度任用職員を新たに配置し、取材記事や同報無線定時放送の内容をホームページに投稿するなど、ホームページの運営に従事していただき、情報発信の強化を図りたいと考えています。

なお、新聞やテレビが大きな情報入手ツールであることを踏まえ、積極的に分かりやすいプレスリリースも必要であり、その点についても強化してまいりたいと思います。

次に、②の広報に関する住民アンケートについてお答えします。先ほども触れましたが、昨年度から市政世論調査を実施しており、その中で市民の利用しているメディアや市民の知りたい情報、市の発信情報の取得方法を地域別、年齢別、性別で把握しています。

また、広報紙など、情報発信媒体に対する意見、要望等については、昨年度から始めました広報モニター制度によりご意見等をいただいております。今年度は3回のアンケートを実施し、それを基に改善した点は、ホームページなどで公表するとともに、先月2月21日は、初の試みとなる意見交換会を開催し、直接ご意見やご要望を聞かせていただきました。

一例を挙げますと、「広報ひだのお知らせ記事の青色が見にくい」というご指摘に対し、早速、黒文字に統一しました。また、人口の動きを町別に掲載するようにしたことも、こうしたご意見からの改善点となります。さらに市のホームページには、必要な情報が見つからない場合に、ご指摘をいただくホームを設置しており、日頃から改善に取り組む体制も整えているところでございます。

〔企画部長 谷尻孝之 着席〕

## ○8番（徳島純次）

情報発信とメディアについてですけども、言われたとおりだと思います。

先ほど言われたようにホームページ、広報紙等、非常にたくさんのいろいろな情報を載せられるということで、そこにいかに誘導していくかという問題があるのと、もう1つは、先ほど言われたように緊急性を要する情報ですね。災害情報や避難情報をいかに市民の皆さんに周知できるかということだと思んですが、同報無線、防災無線とか、あとチラシという話がありましたけれども、チラシはある程度のタイムラグがあって、皆さんに今回の新型コロナウイルス感染症のようなものを知らせるときはいいんですが、災害が起きつつあるとかいうような緊急性にはチラシは間に合わないのかなと。そうすると同報無線が一番いいのかなと思います。同報無線も前から問題になっていますが、聞きにくい場所がある。非常に視聴しにくい。入らないというよりは聞きにくいというのが、神岡の場合だと非常に聞きにくい。1つは放送の仕方によるんだと思います。神岡のように谷底に位置する町だと、こだまがたくさん来るので、早く言うとかぶって聞こえないんです。大事なところが聞こえなかったりするので、放送の仕方もう少し工夫していただいて、実際に放送したときの聞こえ方を、各地で聞いていただいて、どれぐらいのスピードでしゃべったら聞きやすいかというのを調査していただいた上で放送していただくと助かると思います。

例えば、火事があったときに「今、火災が発生しています。どこどこです。」とか「クマが出ました。どこどこです。」という場合に、大事などどこどこでというのが、かぶってしまって聞こえないんですよ。そういうのがありますので、ぜひ放送の仕方、しゃべるスピード、声の音量とかそういうものを調査して決めていただきたいと思いますと思うんですけども、調査をやっていただけのかどうかを伺います。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □企画部長（谷尻孝之）

同報無線につきまして、定時の放送につきましてはご存知のとおり、アナウンサーのほうをやっているところがございますが、それ以外のものにつきましては、各部署の担当者、もしくは日直、それから宿直のものがその都度放送しているものでございます。

ですので、多くの人間がこちらのほうに絡んでいるわけでございますが、今ほどおっしゃってみえたようなことを、一度、担当者・担当部局とかいろいろなところと相談しながら改善していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## ○8番（徳島純次）

あと、多分、同報無線か何かでよく聞くのは「新型コロナウイルス感染症の換気をしましょう。」とかいうような定時で入ってくるんですが、あれも同じ調子で、同じ内容でやられるよりは、何回かに1回内容を少し変えたほうが気を引くことができる。もしくは「おっ。」と思ったりして気を引く。そのほうがよく皆さんが注意されるのではないかなと思います。全く同じ内容を繰り返すよりは、そのほうがいいのではないかなと思いますが、その辺の工夫についてはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

対策本部のときにその議論をしまして、今は朝に3回やっていると思います。それぞれ内容を変えています。毎回変えたらどうかとか、いろいろな話をしているんですけど、他方で、毎回同じものを放送して欲しいという声もあって、要するに定時にくるからいいんだという声も他方で伺っています。

なので、ここ最近、割と大きく変えたんですが、そのあたりも工夫しながら一応やっております、なので、また随時感染状況等もありますので、見ながら見直していきたいと思います。

○8番（徳島純次）

ぜひ、メディアと情報の伝える性質、緊急性があるのか、そうではないのか。使われているメディアによっては、先ほどお話があったように、若い人はよく利用するけど、年寄りには利用しないという特性がありますので、その辺をよく検討していただいて、どの情報は誰向けにということを決めていただきたいのと、今は市内の市民向けだけの話をしましたが、広報には外向けもあるわけですね。市外の方にも市の情報とか市の魅力とかを発信するということがありますので、その辺も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。これで私の一般質問を終了します。

〔8番 徳島純次 着席〕